

女性の人権ホットライン 強化週間の実施について

福島地方法務局と県人権擁護連合会は、11月13日から19日までの7日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫、パートナーからの暴力やストーカー被害など女性をめぐる様々な人権問題について、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員または法務局職員が応じ、秘密は守られます。期間中は、平日の夜間、土・日曜日にも相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

期間 11月13日(水)～19日(火)
時間 午前8時30分～午後7時
※16日(土)、17日(日)は
午前10時～午後5時
問合せ 福島地方法務局人権擁護課
電話 024-534-1994

聴覚障がい乳幼児子育て相談 「みみちゃん教室」

聴覚支援学校会津校では、きこえやことばに心配がある乳幼児とその保護者を対象に、一緒に遊ぶ中でコミュニケーションを促し、聞く姿勢や言葉を育てるお手伝いをします。

日時 月～金曜日(平日のみ)
午前9時～午後4時
会場 聴覚支援学校会津校内
地域支援センター
みみらんど・會津
参加費 無料
問合せ 福島県立聴覚支援学校会津校
教頭
電話 0242-22-1286
メール fukushima-sd-aizu@fcs.ed.jp



ホームページ



応募専用メール
フォーム



第42回南会津地方統一 防火標語を募集します

南会津消防設備協会および南会津地方広域消防本部では、令和6年秋の火災予防運動の一環として、火災予防思想の高揚を目的に「防火標語」を募集します。

最優秀作品(南会津消防設備協会会長賞)は、南会津地方統一防火標語として採用し、防火ポスターをはじめ広く防火PRに活用します。

期間 10月15日(火)～11月8日(金)
対象者 南会津郡内に在住の方
テーマ 防火の大切さや日頃の心がけなどを表現した作品
応募先 南会津地方広域消防本部内
南会津消防設備協会
「防火標語」係

【応募方法】

- ①郵送 〒967-0004
南会津町田島字西上川原乙65
- ②FAX 0241-63-3114
- ③メール bouka-hyogo
@minamiaizu-kouiki.jp

※南会津地方広域消防本部または各出張所・分遣所への持ち込みも可能です。

※応募にあたっては、防火標語、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号を必ず明記してください。

※作品を使用する際には標語とともに応募者の氏名及び居住町村を記載します。

※複数の方から入選作と同一の応募標語があった場合は、抽選により選出します。

問合せ 南会津消防設備協会事務局
電話 0241-63-3117

「ふくしまポータル」ダウンロード キャンペーン実施中!

福島県が公開している「ふくしまポータル」は、行政手続や防災アプリなど、様々なサービスが利用できる総合窓口アプリです。

また、県や市町村から、イベント情報や各種支援制度など、生活に役立つ情報を幅広く発信しています。

現在、アプリをダウンロードすると、抽選で宿泊券や県産品等が当たるキャンペーンを実施していますので、この機会に、ぜひダウンロードをお願いします。

対象者

アプリをダウンロード(アプリストアで「ふくしまポータル」と検索)し、ユーザー登録をされた方

特典

福島宿泊券10,000円分(50名様)
福島の名産品(200名様)
500円分の「QUOカードPay」(750名様)など

応募方法

専用ページ(「ふくしまポータルキャンペーン」と検索)の応募フォームから応募。

応募期限

12月31日(火)

問合せ キャンペーン事務局
(福島県デジタル変革課委託)

電話 024-521-1411



キャンペーン
特設ページは
コチラ

未来への約束を 公正証書が守ります

公証制度は、公証人が、大切な遺言・契約の公正証書の作成、確定日付の付与、私文書の認証など、国の公証に関する事務を取り扱う制度です。

公正証書に書かれている内容は、裁判その他の面で、高い証拠力があります。

遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産賃借に際しての慰謝料、養育費などの問題は、後々にトラブルを引き起こしがちです。

そんなとき遺言や当事者間の取り決めを公正証書にしておけば、トラブルを防止し、権利や財産を守ることができます。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

問合せ 会津若松公証役場

電話 0242-37-1955

福島県の最低賃金が 10月5日から変わりました

福島県最低賃金が、令和6年10月5日(土)から改定されました。

最低賃金制度は、常用・臨時・パートタイマー・アルバイトなどの働き方や年齢などにかかわらず、県内すべての労働者に適用されます。

使用者は、労働者に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

福島県最低賃金額 955円

問合せ 福島労働局 賃金室

電話 024-536-4604

最低賃金の改定に対応して賃金の引き上げを行う場合には、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の各種施策をご利用ください。

詳しくは、福島労働局労働基準部賃金室へお問い合わせください。

電話 024-536-2700

会津鉄道・野岩鉄道 フォトコンテスト写真展

会津・野岩利用促進協議会では、会津鉄道・野岩鉄道の利用促進につなげるため、インスタグラムで両鉄道のフォトコンテストを実施しています。

これまでのコンテストで、社長賞に輝いた写真を集めた展覧会を開催します。お気軽にご来場ください。入場は無料です。

日時 10月23日(水) 午後1時～
10月30日(水) 正午
会場 会津たじまふれあいステーションプラザ2階 ロビー
問合せ 会津若松市地域づくり課
電話 0242-29-1209



田島税務署からのお知らせ

田島税務署では、年末調整における定額減税事務に関する説明会を開催します。

会場 田島税務署 1階会議室
南会津町田島字寺前甲
2939番地2
日時 11月21日(木)
11月22日(金)
午前10時～午前11時30分
午後1時30分～午後3時
定員 各回20名
申込み 開催日前日までに、お電話によりお申込みください。
問合せ 田島税務署調査部門
源泉所得税担当
電話 0241-62-1239



10月は不正軽油撲滅強化月間

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいます。

軽油に課税される軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」を正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染の問題のほか、公正な市場競争の阻害、更には暴力団等の資金源にもつながります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない。」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さまのご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税課までご連絡ください。

【問合せ】

①不正軽油ホットライン
(県庁総務部税務課)
電話 024-521-7205

②南会津地方振興局県税課
電話 0241-62-5214



不正軽油
注意喚起ページ

